

農地中間管理事業に関する事務手続の円滑化

(平成27年12月1日 農林水産省通知 27経営第2178号)

規制改革の内容

特例措置前

農地中間管理機構が行う農用地の集積・集約化の事業実施に際し、事務手続きに、長期間を要する

特例措置

市町村等と情報共有を行うことで、従来、順序を追って行っていた手続きを、同時並行で行うこと等により、手続き期間を大幅に短縮

効果

担い手への農地の集積・集約化の促進

規制改革の概要

<農地中間管理事業>

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合、耕作放棄地等を農地中間管理機構が借り受け、基盤整備等の条件整備を行い、**担い手がまとまった形で農地を利用**できるようにして貸付ける事業

所有者・受手の交渉

通常の手続期間

計 約13週間

配分計画公告

市町村等との情報共有・連携

手続期間短縮化(例)

計 約5週間

所有者・受手の交渉

集積計画作成・公告 約2週間

配分計画の案作成・提出 約2週間

並行して作成

配分計画作成・公告 約2週間+数日

公告は、ホームページで随時実施

配分計画公告

※ 農地中間管理機構の見直しにより、更なる事務手続きの簡素化のため、市町村の集積計画のみで権利設定ができる等の措置を実施(令和元年11月)